

市政への提言

平成21年12月14日～12月28日受付分

提言・意見	所管課等	対応状況
<p>88. 住居表示の手続きについて、対応があまりにも不親切ではないでしょうか。高齢者にもできるようにたとえ期間を定めてでも、1箇所に行けば一通りの手続きが一度で済むようにすべきではないかと思えます。</p>	<p>市民課 社会福祉課</p>	<p>住居表示の実施に伴う住民票、戸籍等の帳簿類、市税、水道等の台帳等の書換えは、市で職権により行っています。ただし、国民健康保険被保険者証等の医療証は、有効期間が満了する時に新しい住所を記載したものを一斉に交付しますので、通常は変更したものを改めては交付していません。</p> <p>国民年金のように市役所に受給者情報がないものは、従来から個別に住居変更のハガキによる手続をお願いします。</p> <p>また、運転免許証、銀行預金等の住所変更は、手続内容が個人ごとに異なることや不特定多数の機関に及ぶことから、一箇所及び一定期間を設けての窓口を設定することができない状況にあります。</p>